

○平成29年3月24日(金曜日)

輝く習志野をつくる会を代表し、賛成の立場で第1号議案、そして第23号議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、議案第1号平成29年度習志野市一般会計予算について賛成の立場で討論しました。

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、習志野市にも、特に14号以南において、液状化被害を受け、市民生活に多大な影響を与えてきました。あれから6年がたち、これまで震災被害の復旧・復興に向けた取り組みを毎年予算化してきました。その結果、震災復旧に関する事業は全て28年度で完了しました。平成29年度予算においては、習志野市の市民生活の安心・安全を守るため、老朽化してきた道路の修繕等にかかわる予算が計上されています。私たちは、東日本大震災から何を学び、何が変わったのでしょうか。

先日開かれた一般会計予算特別委員会において、自主防災組織や防災行政について、これまで何年かの成果と今後の習志野市の見通しについて質問したところ、危機管理監より次のような答弁がありました。「習志野市民の防災意識は非常に上がってきているというふうに思います。これは私がそう思うのではなく、例えば防災まちづくり大賞、これは総務省がやっている賞ですけ

ども、それは3年前から大賞を受賞したり、今年度も含めてですけれども、3つの自主防災組織が賞を受賞しています。一つの市で連続して受賞している市というのは、私の調べた範囲ではございません。その意識からいっても、習志野市民の自主防災意識というのは非常に高まっていると思うんです。これは我々が一生懸命やっているからではなく、市民自体が防災というのは重要なんだという意識を持ってやっているからであって、危機管理器が来たとか、危機管理課が一生懸命やっているから、そういうことではないと思います。こういうことに満足することなく、一生懸命、これからもやっていきたいと思います」という答弁をいただきました。

私は、間違いなく、東日本大震災を機に、市民の防災意識が高まったことを痛感しております。また、危機管理監を初め行政職員の、市民の地域における自主防災組織の立ち上げ、そしてきめ細やかな市民への対応があったことも事実と認識しております。まさに協働のまちづくりの一つの成果だと感じています。自助・共助という精神、多くの市民の皆様が救助される人から、救助する人になるといったことも考えられると思います。

次に、健康支援に関する事業においても、少し述べさせていただきます。(通称)健康なまちづくり条例に基づき、母子から高齢者まで各ライフステージに合わせた疾病予防や健康づくりを切れ目のない支援にしており、ライフステージにおける課題の解決に向け、新たな事業を実施しております。また、自殺対策や予防接種、感染症対策等、市民の健康づくりのため、環境整備にも取り組んでいます。

具体的には、母子保健活動事業では、母子健康手帳の交付から始まる妊娠、出産、子育で、切れ目のない支援を継続実施しています。平成28年度は新たな取り組みとして、まだ多くの自治体では取り組んでいない事業として、産後、家族からの支援が受けられず、産後の育児に不安がある方を対象に、医療関係にショートステイをしながら、授乳指導や育児相談が受けられる産後ケア事業を開始しています。また、こども園、小学校を対象にフッ化物洗口のモデル事業を開始し、永久歯の虫歯予防を強化しております。

次に、市民の健康と医療費の抑制につながると言えるがん検診等事業では、がんの早期発見、早期治療に結びつけることにより、がんによる死亡を減少させることを目的に、各種がん検診を実施しております。受診率の

向上のために、未受診者への勧奨はがきや、がん検診の必要性を周知しているのも、日ごろよりやっていただいている、これを感じております。28年度には、胃がんになりやすいかどうかを調べる胃がんリスク検診を開始して、平成29年度においては、これら母子保健活動事業やがん検診等、各事業の充実に努めていただきたいと思います。肝炎ウイルス検診では、40歳以上の市の検診の受診歴がない方に世帯連名通知で知らせるとともに、40歳以上の5歳刻みの年齢の方については自己負担金を無料にするなど、受診率向上に取り組んでいるという事実があります。

災害対策では、災害時の通信網を整備するため、市内4カ所の病院にアマチュア無線機整備の予算を計上されており、災害時における情報伝達の強化を図る計画となっております。

なお、新庁舎建設に当たり、保健会館別館が取り壊しになり、これにより、市民がよりよい環境で母子保健事業やがん検診事業が実施できるよう、現在の第4分室を改修し、新たな保健事業の拠点となるよう取り組んでいく、このような市民の健康をしつかり支える予算は今後も継続し、実施していただきたいと感じております。

次に、先ほども習志野文化ホールについては述べていた議員もおられますが、毎年、予算書、そして決算書というものが市議会議員には毎年配られております。そして、今回はこの文化ホールについて、大きく3つのポイントで述べさせていただきます。

1点目は、市の施設になるまでの経緯についてです。 習志野文化ホールは、昭和46年、国電津田沼駅南口開発計画に当たり、文教住宅都市習志野のシンボルにふさわしく、また市民生活を豊かにするために施設として建設されてきました。習志野文化ホール総事業費は約26億円で、習志野市等が出資し設立した財団法人習志野文化ホールが日本開発銀行のコミュニティー融資を受けるなどして建設、昭和53年の開館以来、財団の運営により、習志野市民の文化・芸術活動を初め、豊かな市民生活の充実に寄与してきました。

また、この間、習志野市は、文化ホールの運営に関して、財団への人的及び財政的な支援を実施し、単年度ごとに運営費を助成するほか、平成13年から14年度には第1期大規模改修工事を行い、平成23年度には、震災における災害復旧工事についても、その費用を助成してきました。

しかし、施設は開館以来35年以上が経過し、老朽化対策は喫緊の課題となっております。財団ではその費用が賄えないため、習志野文化ホールは平成27年4月に市へ移管され、市の公共施設として存続することになり、習志野市公共施設再生計画の対象施設として位置づけられたものです。

2点目は、習志野文化ホールの今回の大規模改修工事についてであります。

習志野文化ホールは開館以来、市民の芸術・文化活動の発表の場であり、またコンサートや劇場などの市民生活を豊かにするための施設としても機能してきました。とりわけ習志野高校吹奏楽部や市民による第九演奏会などの音楽活動は、本市を音楽のまち習志野として全国にその名を広め、その基盤は習志野文化ホールなくしてはなし得なかったと感じております。第1期大規模改修工事から15年が経過する中、施設の老朽化は喫緊の課題となっており、対策が必要ということで、平成29年度の予算として計上されております。今後も習志野文化ホールを市民の貴重な財産として守っていくためには、今回の大規模改修工事は必要不可欠なものと私は感じております。

3点目は、今後の課題となりますが、使用料と受益者 負担の発想についてです。公共サービスは、徴収された 税金で賄うのが原則ですが、サービスにより利益を受け る方が特定されているものについては、全てを税金で 賄うとなると、サービスを受ける者と受けない者との不 公平感が生じることから、受益者負担の考えが各地区 で広まっております。また、現在では受益者負担なしに は施設の維持管理はできない状態にもあります。いず れにしても、税金を投入するか、受益者が負担をするか、 そのいずれかであります。予定されている習志野文化 ホールの工事には多額の費用を投入することになるの で、今後、歳入をふやし、無駄な費用を削減していくこ とが求められております。習志野文化ホールの使用料に ついては、市のルールに従い、見直しを図ってもらいた いと考えております。

これ以外にも多くの市民サービスの向上に向けた事業が平成29年度予算には提案されております。これらは着実に習志野市の魅力を増大させていくものと考えまして、今回の第1号議案に対して賛成の立場で討論といたします。

次に、議案第23号PFI事業契約の締結について(大久保地区公共施設再生事業)に賛成の立場から討論します。

平成26年8月に市制60周年を迎えた習志野市は、同年4月に策定した習志野市長期計画に基づき、次の60年間を見据えた新たなまちづくりの第一歩を踏み出したところです。市制施行から60年間は、まさに日本が戦後からの復興を遂げ、世界に類を見ない人口の増加と経済の劇的な発展による高度経済成長という果実により、日本の国民、習志野市民の生活が安定的に充実してきた時期でした。特に習志野市においては、昭和45年に制定した文教住宅都市憲章のもとで、市民生活に密着した特色ある政策を実施することで、習志野市、習志野市民として誇りの持てるまちとして発展したことを実感しております。

しかし、これから先の60年間を見通したときに、果たして、これまでと同じ状況が続くと考えられるでしょうか。私が思うには、本日この場にいる多くの議員の皆様、また市長初め執行部の方々も、20年先、30年先、そして60年先の社会環境は、現在と比べることができない、想像をはるかに超えた新しいステージがやってくるものと感じていると思います。言いかえるならば、少子高齢、生産年齢人口の減少という厳しい時代の到来です。

そして、その厳しい時代を生き、社会を支えるのは、2 0代またはこれから生まれてくる子どもたちという将来 世代です。私は、議員として、現在の市民を初め将来世 代にも説明責任を果たしていかなければならないと感 じております。まさに持続可能な社会の構築です。議員 の皆さんは将来世代にどのような贈り物を考えており ますか。青い空、きれいな空気、鳥たちが集まる水辺、緑 豊かな住環境、そして箱物と呼ばれる公共施設。不公平 な負担は市民生活の輝きを失い、負の連鎖の始まりと なってしまいます。そうなってはいけないと強く私は感 じております。

本議案は、持続可能な文教住宅都市の実現を基本理念とする習志野市公共施設再生計画のモデル事業として取り組む、習志野市地域の未来プロジェクトと名づけられた本議案の対象事業です。大久保地区公共施設再生事業を進めるため、非常に重要な議案だと感じております。したがって、この事業をぜひとも成功させなければならないと感じております。

本議会の審議においては、さまざまな質疑が行われ

ました。しかし、その内容は、現在の施設を利用している 方の御意見が多く、あれが欲しいと、これが欲しいとい うこともありました。これらのことが目立ったことも事 実だと思います。

もちろん、利用している方々の声を聞くことは大切なことです。しかし、先ほど申し上げたように、習志野市を取り巻く社会環境がこれから先どうなっていくのかという点や、市が保有している全ての公共施設の状況を全体的に把握し、持続可能な事業計画はどうあるべきかといった点を考えなくてはなりません。また、施設を利用しなくとも、施設の維持管理・運営に税金を負担している市民の方々のこと、施設が存続する30年後、60年後に負担をしなくてはならない将来の市民の代弁をすることも、私たち議員の仕事ではないでしょうか。

平成26年6月議会において可決成立した習志野市公 共施設再生基本条例においては、その第5条に「市民は、 次世代の負担を軽減するため、公共施設の再生並びに 管理運営及び維持保全に必要となる現在及び将来の 財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代 に引き継ぐよう努めるものとする。」とあります。関係者 の皆様におかれましては、ぜひとも習志野市の将来に も目を向けて頂きたいと思います。

詩人で書家である相田みつをの言葉に「うばい合えば足らぬ、わけ合えばあまる、うばい合えばあらそい、わけ合えばやすらぎ、うばい合えば不満、わけ合えば感謝」という有名な詩があります。また、ある国の前大統領の言葉に、「貧しい人とは、限りない欲を持ち、幾らあっても満足しない人のことだ。でも、私は少しのもので満足して生きている。質素なだけで、貧しくはない」という言葉があります。

厳しさを増す社会経済環境のもとでは、まさに限られた資源をみんなで分かち合い、譲り合う気持ちが大切であると思います。生涯学習とは、このような事柄を学び、実践することを学ぶことであると思います。

以上、いろいろと述べさせていただきましたが、生涯 学習機能の充実と地域の活性化を図り、持続可能な文 教住宅都市の実現を図る、習志野市の未来を開くプロ ジェクトである大久保地区公共施設再生事業を成功に 導くための重要な議案だと第23号は考えております。 今回のこの議案に対しては賛成の立場で討論といたし ます。